

【イギリス】 2011 年警察改革及び社会責任法の制定

海外立法情報調査室・河島 太郎

* イギリスでは、2011 年 9 月 15 日、警察組織の管理の改革、酒類販売等の規制と課税の強化、議会前広場の抗議活動規制、地方自治体の条例違反取締権限の強化、新規向精神性物質の使用の一時的な禁止、戦争犯罪等所定の罪について私的訴追をされた国外犯の逮捕状の発付制限等、多岐にわたる内容を有する 2011 年警察改革及び社会責任法が制定された。

2010 年 11 月 30 日政府提出の警察改革及び社会責任法案は本誌 247-1 号で紹介したとおり広範な警察改革を図るものであった。法案審議では警察の説明責任の向上を図るため各地方に公選の公安委員 (Police and Crime Commissioners) を置く制度の導入の是非が論点となった。以下、法案のこの点に関する審議経過と 2011 年警察改革及び社会責任法 (2011 年法律第 13 号。以下「法」という。) 全体の概要を説明する。

審議経過

下院では、自由刑に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことを公安委員の欠格事由とする与党修正が行われた。野党労働党のヴァーノン・コーカー議員 (影の警察担当相) が警察監察局に公選の公安委員制度に関する調査を行わせてその勧告を国务大臣が検討するまで制度の導入を延期する修正案を提出して否決され、2011 年 3 月 31 日に法案は下院を通過した。しかし、上院では、与党自民党のアンジェラ・ハリス議員が公選の公安委員制度の関係条項を削る修正案を提出して可決され、法案は 7 月 20 日に下院に回付された。下院は、上院の修正に同意せず、対案として国务大臣の定める会計服務規程に沿った会計事務の処理を公安委員に義務付ける規定を付し、最初の公安委員選挙期日まで半年の準備期間を置くこととして法案を可決し、9 月 12 日に上院に返付した。14 日に上院は返付案に同意し、翌 15 日に裁可を受けて法が制定された。

警察改革(法第 1 章)

一部を除き警察管理委員会 (Police Authority) を廃止して、ロンドンを除く各地方警察に公選の公安委員を置くこととされた。公安委員は、所管の地方警察の年次予算を定め、警察本部長の任免と監督を行う。また、公安委員への助言とその監視を任務とする機関として、治安委員会 (Police and Crime Panel) を置く。ロンドン警視庁については、首都警察管理委員会に代えて置かれた非公選の市長公安室 (Mayor's Office of Policing and Crime) に幹部人事権を除き公安委員と同様の権限が与えられ、また、ロンドン議会の委員会が治安委員会の職務を行うことになった。公安委員選挙は、2012 年 11 月 15 日に第 1 回が実施され、その後は 4 年ごとに実施される。

酒類販売等の免許(法第 2 章)

酒類販売、酒類提供施設等の免許に関する 2003 年免許法 (2003 年法律第 17 号) の

一部を改正して、免許機関、警察、騒音規制権限を有する地方自治体及び地域社会の免許手続における役割の拡大を図り、一次診療信託基金（Primary Care Trust）等を免許手続に関与させることとした。また、18歳未満の者に常習的に酒類を販売する施設に対して、罰金の多額を2倍に引き上げ、免許停止の期間を延長した。さらに、同法上の処分の際に免許機関及び警察に課される証拠提出責任が軽減された。

免許機関には、深夜サービスの一環として酒類を提供する施設に対する課税権限が与えられた。課税により得られた資金の70%以上は、飲酒関係の犯罪や騒乱の影響に取り組む措置を講じている団体に対し、公安委員を通じて給付することとされている。

議会前広場公園及び隣接区域(法第3章)

議会前広場における野営その他の妨害的活動を防止するため、警察官等に対し議会前広場の中央公園区域及び隣接舗道における騒音増幅器の無許可操作、天幕等の設置、維持及び使用、その区域における宿泊を目的とする就寝設備の設置又は使用等の指定活動を禁止する権限が与えられた。他方、これに伴って、議会周辺の指定区域内における無許可の集団示威運動や拡声器の使用を処罰の対象とした2005年重大組織犯罪及び警察法（2005年法律第15号）の規定が削除された。

雑則(法第4章)

1972年地方自治法（同年法律第70号）等の地方自治関係法が改正され、条例違反に関連する財産の差押え及び没収の権限が地方自治体に付与された。

1971年薬物濫用法が改正され、国務大臣は、1年を超えない範囲内において、規則集に掲載される命令で、新規向精神性物質を規制することができることとされた。

イギリスでは、証拠があれば検察官以外の者による被疑者の私的訴追が可能である。普遍的管轄権に基づき犯人の国籍や犯罪地に関係なく国内で裁判の可能な戦争犯罪等の国外犯の私的訴追を有罪又は刑の執行の見込みがあるものに限ることを目的として、1980年治安判事裁判所法（1980年法律第43号）が改正され、当該国外犯について私的訴追者が請求する逮捕状の発付に公訴局長官の同意を必要とする規定が追加された。

参考文献(インターネット情報は2011年10月24日現在である。)

- Police Reform and Social Responsibility Act 2011: Explanatory Notes.
<<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/13/notes/data.pdf>>
- Police Reform and Social Responsibility Bill 2011: Explanatory Notes on Lords Amendments.
<<http://www.publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/2010-2012/0225/en/2012225en.pdf>>
- Supplement to the Votes and Proceedings Mon. 12 Sep. 2011 Proceedings on Consideration of Lords Amendments.
<<http://www.publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/2010-2012/0225/pro2251209p.pdf>>
- James Tobin, "Police Reform and Social Responsibility Bill", *Library Note*. LLN 2011/013.
<<http://www.parliament.uk/documents/lords-library/LLN%202011-013%20PoliceReformandSocialResponsibilityBillFP.pdf>>
- Pat Strickland et al., "Police Reform and Social Responsibility Bill Committee Stage Report", House of Commons Library, *Research Paper*. 11/28. (24 Mar. 2011).